

令和2年第1回西会津町議会臨時会会議録

1. 招集日 令和2年2月17日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和2年2月17日
2. 閉 会 令和2年2月17日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 荒海正人	5番 猪俣常三	9番 多賀剛
2番 上野恵美子	6番 三留正義	10番 青木照夫
3番 小林雅弘	7番 小柴敬	11番 清野佐一
4番 秦貞継	8番 伊藤一男	12番 武藤道廣

2. 不応招議員

なし

令和2年第1回西会津町議会臨時会会議録

令和2年2月17日(月)

開 会 10時00分

閉 会 11時10分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	商工観光課長	伊 藤 善 文
副 町 長	工 藤 倫 也	農林振興課長	岩 渕 東 吾
総 務 課 長	新 田 新 也	建設水道課長	石 川 藤 一 郎
企画情報課長	矢 部 喜 代 栄	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
町民税務課長	渡 部 峰 明	教 育 長	江 添 信 城
福祉介護課長	渡 部 栄 二	学校教育課長	玉 木 周 司
健康増進課長	小 瀧 武 彦	生涯学習課長	五十嵐 博 文

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

令和2年第1回議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年2月17日 午前10時開会

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 使用料、手数料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

閉 会

○議長 皆さんおはようございます。ただ今から、令和2年第1回西会津町議会臨時会を開会します。 (10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○事務局長 ご報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり1件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育長に出席を求めました。

なお、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理しました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、1番、荒海正人君、12番、武藤道廣君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日2月17日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日2月17日の1日間に決定いたしました。

日程第3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配布の議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第5、議案第1号、使用料、手数料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第1号、使用料、手数料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

事務事業の見直しや、使用料、手数料等の見直し、業務改善を3つの柱とした行財政改革の最終調整案につきましては、去る1月30日開催の全員協議会でご説明申し上げ、議員

各位の様々なご意見をいただいたところであります。そのご意見等を踏まえ、見直しの内容を再度検討した結果、お配りしております、議案第1号参考資料のとおり、町としての最終方針が決定いたしましたことから、それに伴う関係条例の改正についてご提案申し上げます。

それでは議案書の説明に入らせていただきますが、併せて条例改正案新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、第1条は、西会津町手数料徴収条例の一部改正でありまして、第2条、第1項、第18号の所得証明等の証明手数料、及び第19号の字限図面等の閲覧手数料、第20号の納税証明等の交付手数料などについて、現行200円を250円に改めるものであります。

次に、第2条は、西会津町行政財産使用料条例の一部改正であります。別表第1は、電柱や支線等の使用料を規定しており、それぞれ電気通信事業法施行令に定められている金額に改めるものであります。別表第2は、その他のために使用する場合でありまして、使用期間が1カ月に満たない土地については、算式に消費税相当分を新たに乘じるよう、改めるものであります。また建物につきましても、算式に消費税相当分を新たに乘じるよう、改めるものであります。

次に、第3条は、西会津町こゆりこども園条例の一部改正であります。第16条、第2項は、放課後児童クラブの使用料を規定しており、第2子以降の使用料を無料に改めるものであります。

次に、第4条は、西会津町都市公園条例の一部改正であります。別表第3は、さゆり公園の各施設の利用料を規定しており、1の野球場等の利用料では、新たにスコアボード利用料を加えることといたしました。また3の体育館の利用料は午前と午後の利用料を、夜間利用料の1,500円に統一するとともに、新たに町外者利用区分を設けることといたしました。なお、トレーニング室の区分は削除いたします。

次に、第5条は、西会津町温泉健康保養センター条例の一部改正であります。別表第2は、宿泊施設の利用料の上限を規定しており、1の宿泊料金の上限について、研修室を除き、8,000円に統一するものであります。

次に、第6条は、西会津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正であります。第14条は、許可申請等手数料を規定しており、第1号、一般廃棄物処理業及び第2号の浄化槽清掃業等の許可申請、及び再交付の手数をそれぞれ改めるものであります。

次に、第7条は、西会津町給水条例の一部改正であります。別表第2は設計審査手数料や、材料検査手数料を規定しており、材料検査手数料1件につき500円に改めるものであります。

次に、第8条は、西会津町森林活用交流促進施設条例の一部改正であります。別表第1は各施設の利用料の上限を規定しており、オートキャンプサイト施設や、バーベキューハウス施設、コテージ施設、それぞれの利用料を改めるものであります。

次に、第9条は、西会津町法定外公共物の管理に関する条例の一部改正であります。第14条、第2項は、使用期間が1カ月に満たない使用料を規定しておりますが、消費税率の改定により、算定の際に乘じる率を100分の108から100分の110に改めるものであります。

次に、第10条は、西会津町立学校教職員宿舎に関する条例の一部改正であります。第4条、第4項は、宿舎使用料の額を規定しており、第1号の世帯用を月額14,000円から16,000円に、第2号の単身用を月額11,000円から13,000円にそれぞれ改めるものであります。

次に、第11条は、基金の廃止条例であります。第1号では、高額療養費支払資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を、第2号では、西会津町ふるさと振興基金の設置、管理及び処分に関する条例をそれぞれ廃止するものであります。

次に、附則であります。第1項は、この条例の施行期日を令和2年4月1日とするものであります。また、第2項は経過措置でありまして、この条例を施行の際、第2条に定めるもののうち、現に許可を受けて行政財産を使用しているものの使用料については、その許可期限が満了するまでの間、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　先日、全員協議会でご説明をいただいたと思います。納税証明書、戸籍住民登録証明等手数料の問題なんですが、納税証明書の手数料、ここに説明では喜多方市や猪苗代町と同じ1件250円に引き上げる、そういうようなご説明をいただいたと思います。調べたところ、喜多方市の納税証明書は、手数料は200円でした。ですからここではまず、説明に一つ問題がある。

もう一つ、それをまずご指摘させていただきたいと思います。そして会津全域の手数料について、更に調べてみたところ、200円がかなり多いということが分かりましたが、この件について町としてはお調べになった上での値上げ提案なのか、ご質問させていただきたいと思います。

○議長　総務課長　新田新也君。

○総務課長　お答えをいたします。

近隣市町村の手数料・使用料の状況は、全て調べております。今ほど議員からお話がありました納税証明手数料につきましては、猪苗代は250円です。喜多方市は200円です。この部分だけ、それ以外は喜多方市も猪苗代も250円ということでもあります。

それから調べまして、そのほかの自治体の手数料関係でございますけれども、戸籍関係の手数料につきましては、本町は1件200円の部分が南会津の方は300円とか350円とか、そういった自治体もございます。この前のご説明では喜多方市、それから猪苗代町と同様に200円を250円というご説明をしましたが、納税証明手数料だけにつきましては、喜多方市は200円だったということでございます。その部分については訂正をいたしたいと思っております。猪苗代のみと、その部分だけですね、それ以外は全て本町が200円、喜多方・猪苗代は250円ということでございます。

○議長　3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　訂正をいただきましたので、これ以上は申し上げませんが、ちなみに会津全域の状況について一言、調べた結果をご説明をさせていただいて、誤解のないように努めたいと思います。まず喜多方、よろしいでしょうか。はい、喜多方市・猪苗代町は今ご説

明のあったとおり、喜多方市の納税証明が200円であること以外は、全て250円でございます。そして今高いとおっしゃられた下郷町・桧枝岐村・只見町に関しましては、納税証明、所得証明、住民票、印鑑証明全て350円、更に南会津町に関しましては、各300円でございます。

そのほか、会津若松市・北塩原村・磐梯町・会津坂下町・湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町の各市町村、これはこの4つの項目とも全て200円でございます。だから比較してどうのこうのではないんですが、一応これが現状だということだけはやはり押さえておく必要があるんじゃないかと思います。以上でございます。

○議長 総務課長。

○総務課長 今、小林議員がおっしゃったのは現行の料金でございます。今年の4月から各市町村消費税増税の関係で見直し作業しているという認識でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 何点かお伺いいたします。

まず条例改正、新旧対照表の方で申し上げますが、体育館の今度、町外・町内を分けるということだったんですけど、この辺がちょっとよく分からなかったの、教えてほしいんですが、町外者が一人でも入った場合は町外とみなすのか、それとも町外の人たちが企画を例えば持って体育館に来たときに町外とするのか、その辺の町外・町内の分け方の区分に関してちょっと分かりづらかったのでお示してください。

それが一点と、15ページの5条による改正、西会津町温泉健康保養センターの条例なんですけれども、これ金額が少々値上げするっていうのは分からなくもないんですけども、今朝ホームページを確認したんですけど、まだ、議案が通過してませんので、そのまんまだとは思うんですけども、これホームページを改定したりですね、パンフレットを改定したり、多分必要があると思うんですけど、そういったものの費用経費っていうのは見込んであるのか、もしくはそういった作業が進んでいるのかどうかをお示してください。

あと教員宿舎の値上げでございますが、これ私も見てきたことあるんですけど、かなり汚れてるんですよ。利用者の方々が手の届くところできれいにするのはある程度協力いただくところだとは思うんですけども、手の届かないようなところの汚れがかなり目立ってるんですけども、やっぱりこういった、もし値上げするのであれば、そういったところもちゃんときれいにしてあげたうえで、利用者の方々が気持ちよく使っていただけるような方針っていうのはお考えなのかどうかこの3点をお伺いいたします。以上です。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

4番、秦議員の、まず1点目の体育館の区分の町外の区分について詳しく教えてほしいということでございますが、一応基本こちらの方は個人の団体利用は考えておりませんで、町外の団体という形で捉えさせていただいているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

また、温泉健康保養センターの利用料改定に伴う費用の部分ということでございますが、一応こちらの方は温泉健康保養センターの営業部分ということで、本議会が通過後、費用

については公社負担で改定していくというような形でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 教員宿舎に係るご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおりでございまして、値上げをするに当たりまして、先生方にも、入居している先生方にも状況をお聞きいたしました。来年度の当初予算の中で対応すべきものということで、先生方に希望をとりまして、主に、まずは住環境といいますか、部屋の中の環境整備を、というようなご要望がございましたので、そちらにつきまして例えば、戸襖の張り替えだったり、あとは畳の入れ替えだったり、そういった部分の住環境の整備を来年度の予算のところで検討しているところでございます。

また、ご指摘のとおりそういうそのほか外観だったり、あとは駐車場の砂利敷だったり、そういったことも今年度から順次進めているところでございますが、引き続き環境整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 公社負担ということは理解しました。これ時間的な余裕は、確認ですけども大丈夫なんでしょうか。それがまず1点ですね。

あと、その町外の団体利用という区分なんですけれども、先程私が質問したのは、町内でやる人たち、例えば利用する人たちの中に、町外者が混ざった場合とか、そういったものに関してはどのように捉えるのかをお聞きしたいと思いましたのでそれを再度質問いたします。

それと、希望を取ってね、教員宿舎の件ですが、利用者の声を取るっていうことは非常によかったと思います。利用者の方々が内装からやってほしいっていうのであれば、それはいいと思うんですけれども、先日議運の中でもちょっとお話し出たと思うんですけれども、駐車場の砂利敷なんですけども、砂利だけじゃなくもう、根本的にアスファルト等にすれば除雪等も楽になりますし、利用者の方々ね、ここ雪国ですから、そういったところも今後のことも考えれば、砂利ではなく恒久的な利用促進ですかね、使いやすい環境整備という意味でも、そういったことも考えるべきじゃないのかなと私は思っているんですけれども、そういったご意見等や計画はないのかどうかをお聞きいたします。以上です。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 再質問にお答えいたします。

まず料金改定のスケジュールという部分でございますが、こちらの方につきましては、4月1日の改定に向けましてこれから周知徹底を図っていききたいというふうに考えているところであります。

2点目の町内団体等に町外の方がいたという部分であります。基本は町内団体という部分の区分でやりますので、その中に町外の方がいても町内団体の利用ということになりますので、ご理解いただきたいと思います。町内の団体に町外の方がもし、仮に言えばスポ少という部分の中に町外の方がいたとしても、申請団体が町内であれば町内料金でありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

昨年、駐車場の砂利敷に当たりまして、教育委員会職員も行って、一緒に砂利運搬だったり、敷設を実施しております。現状は十分に把握しておりますので、今後年次計画的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほど聞き漏らしちゃったんですけれども、時間的な余裕は大丈夫だというふうに捉えました、理解しました。ただ値上げをした場合っていうのはやっぱりイメージ的に決していいものではないと思うんですよ。だからそういったところの例えば集客の工夫等っていうのは、公社の方で検討されているのかどうか、もしくはそういったお話があったのかどうか最後にお伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 再々質問にお答えいたします。

まず、周知につきましてはほんとに徹底してこれからPRさせていただきたいと思いますが、今回の料金改定につきましては、一律に値上げするわけではなくて、上限の設定でございます。いわゆる公社の営業部分に対して営業の幅を持たせるということから、今回の宿泊の部分についても、いわゆる繁忙期と閑散期に分けるような形で、営業に幅を持たせていわゆる集客増を図っていきたいという取り組みの一環でございますので、一概に全部全てやるっていうふうではなくて、メリハリをつけた営業体制にしたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 いわゆるこのさゆり公園施設も含めた形ということではなくて、ロータスイン宿泊施設という部分でのお答えとなりますと、ちゃんとしたキャンペーンとか販促っていう部分がございますし、その辺の十分に営業の幅を、先程も申し上げましたが、そういう形で十分取り組めるような形では公社の部分で独自に考えていきますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 私も総体的に、総括的な質問をしたいと思うんですが、今回の使用料・手数料の見直し、事務事業の見直し、行財政改革っていうのは私は積極的にやっていくべきだという持論でありますので、これは皆さんご苦勞おかけになってここまで進めてきたなという思いであります。その中でですね、再度確認、細かい内容は全協等々で説明いただきましたので、再度確認の意味なんですけど、いわゆる行財政改革というと、ともすれば財政が全面に出てきがちな感じがします。要は経費を削減っていうか、歳出を削減して歳入を増、そんでなんぼ残ったかっていうことが前面に出てきがちなのは気がしております。

でも、やっぱり根本はこの行財政改革、いわゆる手数料使用料も事務事業の見直しも、足元をしっかりと、足場を見つめればやっぱりそれが町民福祉の向上に繋がるんだということをやっぴり最前提に考えなければ私はいけないという思いであります。

今回のいわゆる事務事業の見直し手数料・使用料の見直しに関してどういうお考えでこれ進めてこられたのか、これ事務方のトップとして副町長のお考えをお尋ねしたい。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長　　お答えいたします。

行財政改革をどのような考えで進めてきたかというお質しでございますけれども、今議員おっしゃっていただいたとおり、基本的には、町民のために行うというのが一番最初のスタンスでございました。財政的に今ひっ迫した状況とまでは言いませんけれども、その毎年毎年、財政調整基金が減少してきている状況でございます。将来的にもそれほど町民の皆さんに、すぐご心配いただくような状況ではございません。

しかし、人口減少も進み、地方交付税も減少の傾向でございますので、これから町民の皆さんに継続的に安定してサービスをお届けするために、やるべきものを少しサービスを落とさせていただいて、我慢していただきたいもの、そういったものを取捨選択して手数料は若干でございますが、上げさせていただくものもございます。そういった中で行政を安定的に運営していくための改革をやってきたという考えでございますのでご理解をお願いいたします。

○議長　　9番、多賀剛君。

○多賀剛　　わかりました。

財政の方もやっぱりこう、切迫した状況ではないということではありますが、それは財政係としては当然考えながらいろんなことを進めていかなきゃいけないという思いであります。そんな中でですね、私はあの、いつも言っておりますけれども、いわゆる事務事業っていうのは、スクラップアンドビルド、選択と集中という中でやっぱり町の特色をうんと出していけるのはこのあたりだなという思いであります。だから、みんなよその周辺市町村と横並びのいわゆる事業の進め方、考え方でなくて、うちは劣ってるところがあってもしょうがないと、でも周辺市町村よりはこことこの分野はものすごく進んだ取り組みをしていると、財政も積極投入していると、ということが私はこの事務事業の見直しの中では当然必要になのかなという思いがしております。

それともう一つは、恐らくトータルの事務事業、使用料・手数料の見直しをしてもいわゆる財政的に、どれだけ残るか、この前聞きましたけれども、そんな金額ではないんですよ、それだったらいわゆる交付手数料等々は上げるのはなんともしょうがありませんが、ほかの部分、使用手数料に関してやっぱり積極的に利用促進を図るような手立ても私は必要だったのではないのかなと。一つは野球場の今回スコアボードが、あんな立派なスコアボードが付いて利用料等々が新設されましたけれども、私はああいうところは積極的に空いてるときだったら、宿泊料のメリハリではないんですが、空いてるシーズンだったらどんどん利用してもらって、あのスコアボード等も利用してもらって、せっかく外野フェンスには広告も入れてもらったわけですから、利用してもらおうことがやっぱり町のプラスになると私は思っております。

宿泊料あとは温泉入浴料等々の説明もいただきました。それもやっぱり利用促進を図るにはどうしたらいいかっていうようなことをやっぱり積極的に考えていかなきゃいけないなど。今4番のやり取りの中でもありましたけれども、そんなことを私考えておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長　　副町長。

○副町長　　お答えいたします。

料金の上げる下げるということだけではなくて、利用促進を図るような取り組みも必要ではないかというご質問だと思いますけれども、使用料等に関しては交付手数料等もごございますので、それは利用促進というわけにはいかないとはいえませんが、さゆり公園等の施設等につきましては、ご指摘のとおり、利用促進を併せて図っていく必要はあると考えてございます。

今回の料金の値上げでですね、どれだけじゃあ歳入が増えるのかっていうとそれほど大きな金額になってるわけではございませんけれども、そういった中で利用を促進するような取り組みは、これまでも続けてきているわけではございますが、なお一層力を入れて取り組んで収支の改善等に努めてまいりたいと考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 積極的に取り組んでいただければいいと思います。ただね、それがやっぱり町民の方、町外者に向けてもあんまりこのPRがされていないような気がしてならない。先程の温泉施設なんかは、商工観光課長、今どんなことやってるか分かりますか。赤ちゃんが入れるようなベビーバスを導入したり、りんご浮いてるんですよ露天風呂には、りんご風呂。毎日。そんなことはね、行ってみないと分かんないし、あの野球場に関してもね、あんな素晴らしい野球場になったのに行ってみないと分かんないってようなことが私は大変多いように感じます。その辺のこれからは利用促進を図るうえで力を入れていただきたい、そういう思いであります、最後にそれだけ。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 利用促進についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず野球場のスコアボード等の部分につきましては、一応、今年度一年間無料という形で使っていただけるようにということで、今年度については利用されております。あその野球場を使った方々の感想という部分をお聞きしますと、あれだけの確かに設備があって素晴らしい環境だということで、対外的な高校野球の練習試合が組まれているというような部分もございまして、利用促進の部分については図って、来年度からは若干はいただきますが、その辺も踏まえてもほかと比べれば大変安いということでそういう評価も得ております。

また、今回スコアボードは新設させていただきましたが、やはり施設ですので、使っていただくことが一番重要だと思っておりますので、そのほかの要綱についてはほとんど改定はしていないということでございます。

今現在、公社の中でも、いわゆる合宿プラン等々ですね、様々な形でこれから売り込みをかけてるという部分でございまして、その辺も踏まえまして利用促進はロータサインも含めまして、様々なPRはしていかなければならないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 ほかに。

6番、三留正義君。

○三留正義 私は、2つかな。

1つ目は副町長の話しの中で、財政がキュウキュウというほどではないが、という「・・・」ところお話があったところで引っかかったんで、今この町でこの手数料見直していくとい

う背景の中で一つは私ぼっと浮かんだのが、いろんなコンピューター電算システムの委託料それは直接、消費税なりね、上がってくれば物価指数にも比例してくると思うんですけども、それは大きくなっているのか、横ばいなのか、要は金額はいいですから、経費的には大きくなっている、荷重がかかっているのかいないのかっていうことをお伺いします。

あと次は、ちょっと全員協議会で説明されたのちちょっと私ちょっと記憶がなかったので、改めてここでお伺いします。今言った税の税率が上がってくると、背景的にちょっと合わせて考えたかったので、今回の改定、手数料の改定が前回なされたもの、もしくは設定後全然改定されないで今回改定するものと、そういうものがこうばらばらとあるのかと思うんですが、それをちょっとふるいで分けて、全然なかったものが主にこれらは条例が制定されてからそのままだったと。前回直近に改定されたものがある、っていうことであればそれらは何点かある、詳細まではいりませんからそういったものを大まかにちょっとお伺いしたいんですけども。以上です。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、システム関係でございます。各課総合行政システム入ってございまして、そのほかにも戸籍ですとか税とか、様々なシステム入ってございます。基本リース対応でございますので、毎年借上げ料、リース料、それから保守管理の委託料が発生してございます。まず総合行政システムから申し上げますと、平成28年に切り替えをしまして、業者が変わってございます。でその際に前の業者よりは総額では安くなってございます。基本5年リースでございますけれども、プラス2年3年は使えるものでございますので、5年リースですから、令和2年度で5年間のリース期間が終了ということで、それから3年4年、5年くらいまでは再リース対応ということでリース料はかなり下がります。またその後新たなシステムに切り替える予定でございます。

それから、使用料・手数料の関係でございますけれども、最近っていいですか、ここ10年20年、まず戸籍関係の手数料でございますが、今現行200円の手数料でございますが、前回改定になったのが昭和63年4月と、そのときに100円から200円に改定になりまして、もう30年以上改定をしていないと、そういった改定、今回の引き上げがほとんどでございます。かなり前からずっと改定していなかったという現状でございます。

○議長 ほかにありませんか。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私も何点か質問いたします。

同僚とだぶっている部分もありますけれども、まず初めに今日の議案としては使用料・手数料ですが、この2ページも質問していいのかな。あの事務事業の見直しっていう資料を先程もらったんだけど、それをちょっと確認してから質問したいと思います。大丈夫なのか。参考資料の2ページ。これは別なんだ今日は。

○議長 議案として載ってるのは使用料・手数料だけですから、限定させてください。

○武藤道廣 それでは使用料・手数料に絞ってやりたいと思います。

先程同僚からありましたように、見直し、そういったものは全て町民の福祉やあるいはサービスの向上、あるいは全体事業の見直しをすべきというのは議会も常々評価と検証と

いうことでそれを示してきたわけでありまして、今こういう話しになりまして、やはりこの痛みを伴うような改正とかそういうものは、しっかりとした説明をしてもらわなければならないなど、そのように思っております。そしてこの使用料の値上げと言いますか、改正でありますけれども、これによる影響額はどの程度見込んでおられるのかと、いうことと、これがまず一つ。

それからあと宿泊利用料、さゆり公園使用料、オートキャンプ利用料ですが、これ指定管理でちゃんと契約しておいて、上がった分とかその使用料等は指定管理者の収入になるわけですが、現状にこれがあがってきたということはその指定管理先の経営がうまくいってないのか、それともそれ以上のものを求めての提示なのかそれをまずお聞きしたいと思います。

あとそうですね、放課後児童クラブ使用料ですけれども、大変これは利用者にとっては素晴らしいなということでもありますけれども、この運営に関する財源の内訳をもしほかの補助金等がありましたらそれをお知らせください。

そうですね、事務事業はあとだということなので、とりあえずそれだけお願いします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 まず、使用料・手数料の引き上げに伴う影響額でございます。

今回、条例改正ご提案申し上げる部分で使用料・手数料で約170万円程でございます。この影響額は、拡充の部分、マイナスの部分、逆に財源が必要な部分も含めた額でございます。例えば放課後児童クラブの使用料は2人目以降無料にしたということで、影響額、逆に財源が掛かる影響額、それを含めた影響額が合計で約170万程でございます。

それから、基金の廃止によりまして、高額療養費の支払資金の貸付基金、これの廃止。それからふるさと振興基金、廃止。この二つの基金を廃止することによりまして、1,270万円程財源が出ますと言いますか、その分はそれぞれ高額療養費の貸付基金については、生きがい福祉基金に繰り入れる、それからふるさと振興基金につきましては、みんなで創る未来基金に繰り入れるということで様々な事業に充てることができるということでございます。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず、いわゆるさゆり公園と温泉健康保養センター等の管理運営に係る部分でございますが、一応こちらの方につきましては、受入母体がどうなのかという部分でございますが、経営についてはしっかりと黒字化にもなっておりますし、営業しておるとい部分でございますが、一応今回の料金の改定につきましてはオートキャンプ場につきましては、平成11年、都市公園のさゆり公園の体育館施設等については設置以来全く料金等は改定してなかったという部分からですね、今回改定させていただくというような形となっております。

また、いわゆる公社の営業施設であります、宿泊の部分につきましては、こちらの方も平成5年の開始以来ですね、ほとんどはいじっていなかったということからですね、今回の改定によりまして公社に営業の幅を持たせたいということから、今回改定を、上限を設定させていただいたという形になっております。

先程も申し上げましたが、公社今まで繁忙期とか閑散期の営業の部分が一律営業だった

ということもございましたので、今回はこの改定によりまして、全ての営業に幅を持たせまして閑散期の営業に特化するようなキャンペーンとかですね、踏まえながら公社の収益改善に向けた取り組みが必要ではないかという部分から、こういう形でご提案をさせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 それでは、放課後児童クラブのご質問にお答えいたしたいと思ひます。

放課後児童クラブの使用料のほかに財源はあるのかと、いようなお質しでございますが、国・県から子ども・子育て支援交付金という補助金がまいっております。それを財源といたしまして事業運営に当たっているところでございますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 さっき聞き忘れたのがあったんですが、園芸耐雪型パイプハウスのリース料、これによって、リース料の改定なんですが、これは新規のみの改定なのか、今までののはそのままなのかというのをちょっとそれすみません確認したいと思ひます。

それと、今あの放課後児童クラブの使用料がこれが無料化、2人目以降は無料化するってことは持ち出しが多くなるってことですが、交付処置ってものは期待できるんでしょうか、それだけに対し、運営に関する。

それと、全体にその使用することに関して利用料のアップによって、利用率の方はどのように押さえておられますか。お聞きしたいと思ひます。オートキャンプ場とかいろんな意味で利用率が下がるんじゃないかと、体育館なんかもそうだけでも、今までよりもアップすることによって利用率がどのような影響を受けるか、それをお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 放課後児童クラブについてのご質問にお答えいたします。

2人目以降のお子さんについて、今回無償化するということでございますので、年間でおよそ30万円程の負担が増えることとなります。その負担につきましては、町の一般財源で充てることとなりますので、それにつきましては、国や県などの手当てがあるかといいますと、これは無いということとなります。全くの町の持ち出しということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 園芸耐雪型パイプハウスに関しましては、条例改正を伴わないため、今回議案とはさせていただいておりませんが、新しい分からの対応とさせていただきます。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 利用料部分の影響ということでございますが、まず、いわゆるさゆり公園施設の部分でございますが、まず体育館・野球場等につきましては、ほとんどの利用者の方が町内の団体という部分でございますので、それほど影響額は特に変わらないような形で見込んでおります。

続きまして温泉施設の方につきましては、宿泊の部分については若干ハイシーズンの部分には落ち込む可能性もございますが、その分閑散期にやっぱり営業をかけるという部分でございますので、それ程営業という意味では、逆に頑張っていたかかないと困るという

ような部分を持っておりますので、その辺で閑散期の営業を強化するという部分からプラスになっていただくような方向で、公社と町とキャンペーンをやっていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今回の振興公社の見直し、全体の中で、料金の値上げだったり、また野球場のスコアボードの利用料というようなことでずっとあったわけですが、これは振興公社と町側の協議の上に立って事務事業見直ししたということですが、町側での考え方として、やはり今後の委託料の減額、または据え置きそういったものを考えながら、また視野に入れながら、そういうことを事務事業の見直しを行ったのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

公社の指定管理の委託料の減額を進めるためにというような主旨のご質問かと思うんですけども、最初にそれありきで始めたかっていうとそこは少し違う訳でございますけれども、まずはさゆり公園等に関しましては、その指定管理をする施設に何人ぐらい人件費が掛かるかであるとか、物件費が掛かるかというの見込んで、そこから利用される、利用料金を差引いた分を指定管理の委託料としてお支払いしますと、要は赤字になる分は町が最初から出しますよという趣旨でございますので、今回適正な使用料金がどれくらいなのかということ、利用があまり減らない中で適正な料金ていうのはどうなのかということを検討して、その結果でございますけれども、利用料金掛ける使用回数が収入になるわけでございますので、利用料金が上がっても使用回数が極端に減ってしまうと、委託料が増えるということになってしまいます。そういったことにならないように、考えた上での料金設定を今回考えたということでございます。

結果としては、行財政改革の一環でございますので、指定管理委託料が減額できることに越したことはないわけでございますので、そういった最初からそれがスタートではないけれども、それも視野に入れていたというようなちょっとはつきりしなくて申し訳ございませんけど、そういうようなスタンスで臨んでおりました。

それから温泉、ロータスインに関しましては、まるっきり公社の方で営業かけていただくというのが基本的な委託のスタイルでございますので、公社としてお客さんをより多く呼び込んで収益をあげられる料金体系っていうのを公社にまずは考えてもらいました。その上で、上限があまり上がり過ぎますと来町者が少なくなってしまう恐れがありますので、そういったことを町としてはチェックしながら今回の料金改定を行ったというところでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 料金改定によって委託料の減額っていうのはあんまり視野に入れてなかったというようなことですが、やはりこれからの健全財政を考えた場合には、これは十分、ただ私がこれ言ってるんですけども、恐らく視野に入れてやらなければ今回の振興公社の改定はなかったんじゃないのかなというふうに思っております。

また、宿泊関係については2千円くらいかな、使用料を上げているということでもあります。

が、これについて、逆にお客さんが減るっていうような、そういうマイナス部分も検討はされたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 副町長。

○副町長 もちろん料金を上げたときに、利用者の数が減るということは、先程の影響額の試算のところでは勘案してございます。ただし、先程課長からの答弁でお答えしましたとおり、全体として上げるということではございませんで、今現在も年末年始であるとかお盆の最中はもう満杯で、満杯になったところに更に予約がいっぱい入るけれどお断りしている状況でございます。そういう季節については今よりも高い料金を設定させていただいて、そこで収益はある程度取らせていただきたいと。閑散期であります冬期間とかは閑散期でございますので、少し安めの料金設定をして更にですね、今年試験的にやってございますけれども、テントサウナのイベント等で集客を更に増やしていくことによって、全体としてはマイナスにならないようにと、いうことで考えてございます。

○議長 ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 3番、小林雅弘でございます。

この議案について残念ながら反対をさせていただきます。その理由についてこれから2点ほどご説明をいたします。まずこの議案全体に関して私は本来ですと賛成するにやぶさかではない、そう思っておりました。例えばロータスインの使用料などにつきましては、世間一般の常識として幅を持たせる、これはもう当たり前のことでございます。更に放課後の子どもたちへのサービス、これについても賛成すべき、そう思っております。しかし残念ながら、住民票とかその使用料の問題、これにつきましてこの内容については実は私も数日前まではやむなしと考えておりましたが、調べる中で喜多方市の数字が間違っていた、ということはその提案の理由の一つが揺らいでいる、私はそう思っております。

もう一つは、今西会津町を除きますと、16市町村でございます。そのうちの10市町村が200円を維持している。そうご指摘をさせていただいたところ、今消費税のアップと共に検討しているんだ、これは先日の全員協議会でやはり説明すべきことではなかったのかなと、議会に対して丁寧な説明が今回は残念ながらなかったのではないかと、そう私は考え、反対の意思を表明するものでございます。以上でございます。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、三留正義君。

○三留正義 6番、三留正義です。

原案に賛成ということで討論させていただきたいと思っております。先程反対討論の主旨を伺ってましたら、今提案されている原案とちょっと温度がずれているなど私は思って聞いていました。というのは議案の内容に瑕疵がある、もしくは何か誤差がある、そういった討論ではなかったように私は受けます。本来の反対討論の主旨は原案の、同意できない部分これがこうだ、と私は理解しています。私の理解もちょっと正確でもないのかもしれない

せんが、私はそう理解しています。説明がどうであって、その内容に問題点があったから云々、それは私は十分にね、全員協議会等を通して説明があった、その中で僅かに誤差があった、それは私自身は咎めるつもりはないんですが、ただ今この原案について賛成の話しをこれからします。というのは、先程質疑をやっていた中で議場の皆さんもいくつか感じていることもあると思いますけれども、わが町、財政力指数が平成30年で0.215でしたっけ、財政力指数で全てを言うつもりはありませんが、やはり先程、私質疑の中で一番スタートに料金設定なったのはいつですか、分かるやつを説明してください、それは私もかなり古いと思っていたので聞いたんですけれども、時間軸をずっと見てくると動いていない。でも社会一般的には所得、物価、そして更には消費税、そういったものもずっと積み重なってきている。利用料、そういった手数料だけをおざなりにしておく、それは私はやはり財政方で今回きちんと見直したと、それは私は一定の評価をすべきだと。やはり現実に近づいていく。私はだから今回の原案はより一層現実に近づいていく、やはりきちんといただくべきところはいただきましょう、私はそれは大賛成です。よって原案は私は正しい。考え方、そして提案の仕方、私は全く同感です。以上です。

○議長　ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　これで討論を終結いたします。

これから議案第1号、使用料、手数料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

起立によって採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長　起立多数。

したがって、議案第1号、使用料、手数料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました事件は全部以上をもって審議終了いたしました。町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長　本日の臨時議会において、使用料、手数料の条例案につきまして、原案どおりご議決をいただきました。誠にありがとうございました。

審議の過程でいろいろ皆さんからお話しがございました。いわゆる行政が一番弱いところは私はやっぱりPR、それから営業、この部分がやっぱりもっと更に積極的に力を入れていかないといけないなど。一方で使用料、手数料の改正をさせていただきましたけれども、これから職員一丸となって、そして関係団体と連携を図りながら、町のいわゆる良さをPRし、そして関係人口の増加に向けてしっかりこれから頑張っていきたいなどそんなふうに思っております。

使用料、手数料を上げるということは、それぞれ皆さんの思いがあるわけでありましてけれども、そこをあえてご賛同いただいたということに対して、行政側としてはしっかりこれから対応させていただきたいと思っております。原案のとおりご議決いただきまして誠にあり

がとうございました。一生懸命頑張ります。

○議長 これを持って、令和2年第1回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(11時10分)